広　報

なかがわ

・平成20年度 町政執行方針

・平成20年度 教育行政執行方針

平成20年度　町政執行方針

中川町長　亀井義昭

平成20年第1回定例議会の開会にあたり、町政の執行方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

国の経済は回復しているといわれますが、国内における食品表示の偽装や期限切れの原材料の使用などが相次ぎ、また、石油や小麦などの原料の高騰、公共事業費の削減により景気回復の基調とはなっておらず、北海道の景気回復の兆しは一向に良くならず、中川町においても厳しい地域経済の状況であります。

また、国による三位一体改革は地方自治体への財源保障を大幅に縮小し、自治体財政全般を危機的状況に陥れ、また、地方交付税の大幅な抑制は地方自治の危機と地域間格差の拡大を生じさせ、疲弊した地域を多くつくることとなりました。中川町の行財政状況にとりましては、ますます厳しく我慢の時代が続くものと考えております。

平成20年度の町政執行にあたりましては、中川町が暮らしやすい町を維持できるよう精一杯、取り組んでまいります。

以下、本年度の取り組む施策について申し上げます。

【暮らしやすさを実感するまちづくり（保健・福祉・医療、生活環境分野）】

暮らしやすさは日常生活の快適さと安心感によって生まれるものであります。

子どもから高齢者まで安心・安全、快適な暮らしができるような生活環境を充実するため保健・福祉・医療の体制の整備に努めてまいります。

1．地域福祉の充実について

中川町地域福祉総合計画に基づき、町民が自立した生活を営めるように町民と福祉事業者と行政とが協力し、相互に支えあう地域福祉サービスの充実に向けて推進してまいります。

2．高齢者福祉の充実について

総合福祉センター「ぬくもり」と連携して、介護予防・生活支援事業を継続し、要介護状態の防止及び自立生活の援助を図るとともに在宅福祉サービスの充実に努めてまいります。

介護予防事業の一環として、高齢者が要支援・要介護状態にならず自立した生活を送られるよう、各地区において定期的に「貯筋体操教室」を継続してまいります。

介護保険低所得利用者負担特別対策事業の法人減免について継続して、本人または家族の経済的な負担軽減を図るよう努めてまいります。

平成21年度以降の高齢者にとって必要な保健福祉・介護サービス及びその供給体制を定める第4期「中川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

また、特養一心苑の老朽化した設備の改修に取り組んでまいります。

3．子育て支援について

中川町次世代育成支援行動計画に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つための地域づくりを進めてまいります。

昨年度、4月に幼児センターを開設いたしました。引き続き、乳幼児の育成と小学校就学前の教育の充実に努め、本町のこどもが健やかに育むよう進めてまいります。

また、子育ての支援として、中川町放課後児童保育事業の対象を拡大し、地域子育て支援センター及び小学校に就学している1年生から6年生までの児童の健全な育成に努めてまいります。

4．自立への支援について

障害者自立支援法の趣旨に基づいた福祉サービスの提供と障害者自立支援給付に要する費用を確保し、障害者が身近な地域で自立した生活を送れるように努めてまいります。

また、障害者自立支援法に基づき、多様化する障害者ニーズに応じた各種サービス及び支援体制の充実を目指す第2期中川町障害福祉計画を策定してまいります。

5．保健・医療・食育の充実について

若い世代から生活習慣病予防の充実を図り、高齢者には健康な生活習慣と生活機能の向上などの支援を行い、年代ごとに適切な健康づくりと疾病予防の事業を実施し、町民の健康づくりに努めてまいります。

平成20年4月からは医療制度改正により、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されます。健康づくりや保険の枠組みが大きく変わることとなり、各医療保険者が特定健診・特定保健指導の実施を義務づけられ、町では国民健康保険被保険者を対象に、特定健診・特定保健指導を実施することとなり、被用者保険加入者も中川町で受けられるような体制づくりを進めてまいります。

また、平成20年4月から75歳

以上の町民全員が北海道後期高齢者医療広域連合に加入する「後期高齢者医療制度」が創設されますが、この制度が円滑に運営されるよう取り組んでまいります。

次に、乳がんの検診年齢を40歳から30歳に引き下げ、早期発見・早期治療を促します。妊婦健診にかかる費用の助成を2回から7回に拡げ妊婦への支援をしてまいります。

現在、食の安心・安全が問われ、地産地消の重要性が高まってきております。町民一人ひとりが生涯にわたって健康で豊かな食生活を実現し、安全な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身につけ、実践していくことを目指して、中川町食育推進計画に基づき、学校や地域、生産者、農業・商工関係者、消費者などがそれぞれの視点で地域にあった食育の取り組みと連携を図りながら食育の推進に努めてまいります。

次に、地域医療ですが平成19年度に町立診療所の施設及び医療機器の更新を致したところであり、まちの診療所として、町民の安心に応えてまいります。

また、名寄市立総合病院の支援のもと、眼科、産婦人科、小児科の専門医による専門外来（サテライト診療）を継続し医療の充実を図ってまいります。

6．生活環境の充実について

地球規模で自然環境汚染は深刻化しております。

本町においては、衛生的で快適な生活環境と天塩川の清流を守るため農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業に取り組んでおりますが、平成20年度においては、佐久地区農業集落排水事業の完了と合併処理浄化槽整備事業を推進してまいります。

7．消防・救急業務について

本町における火災発生件数は、前年の5件に対して1件でありました。又、救急出動件数は、前年の71件に対して41件であり、減少傾向にありますが、従来どおり消防・救急業務の充実を図ってまいります。

消防法の改正による住宅用火災警報器の設置状況については、公営住宅、職員住宅、教員住宅を除く一般住宅３３１軒のうち１２３軒（37．２％）の設置がされておりますが、平成23年5月末日までには全戸に設置していただけるよう今後も引き続き普及啓発活動に取り組んでまいります。

予防業務体制の充実を図るため、予防技術有資格者と消防用設備資格者の養成に努めてまいります。

次に救急業務でありますが、現在、救急救命士２名を配置し高度な救急救命処置を行っておりますが、更に平成20年度は１名の救急救命士を養成し、又、救急救命士による薬剤投与講習に1名受講し、職員を養成してまいります。

次に消防団活動でありますが、団員においては、平常時は本業に従事し災害発生時にはいち早く消火活動を行うほかに住宅の防火診断、防火指導等、地域における身近な消防防災のリーダーとして地域住民に安心安全を提供する崇高な非常勤の公務員であります。

しかしながら全国的に団員が減少し、２００万人いた団員は、平成19年度消防白書によると約89万人までに激減しております。

本町におきましても60名の条例定数に対し47名で充足率78．3%であり、今後の消防団の体制維持のため、関係機関・町民の理解の下、団員補充に取り組んでまいります。

平成20年度から実施される「消防団協力事業所表示制度」を活用し団員の確保に努めてまいります。

なお、消防の広域化につきましては、平成18年6月に消防組織法により、消防の広域化を推進することとなり、同年7月告示の「基本指針」に基づき「北海道消防広域化推進計画（素案）」が策定され、平成19年度中に各市町村、関係機関等の意見を基に成案作成する計画となっております。

8．防災対策について

近年、全国各地で台風や豪雨、地震など大規模な自然災害が発生し、多くの人命と財産が失われております。

地球環境の変化による異常気象や国内に約３，０００もある活断層の変動により、災害発生の可能性は非常に高いと言われております。

このような災害が発生したときに被害をできるだけ小さくするためには、瞬時の情報提供と啓発、避難所への誘導などの地域の防災力を高めておくことが必要です。

本町におきましては、災害に対処するための中川町地域防災計画に基づき、防災組織体制の整備や職員向けの初動マニュアルの徹底と各家庭に配布しました「防災のしおり」による災害時の心得や避難場所について、町民の認識が深まるよう町内会・自治会と連携し、努めてまいります。

また、公営住宅用火災警報器の設置事業の取り組みと町内の住宅・建築物を対象とした耐震改修促進計画を策定してまいります。

9．交通安全・防犯対策の充実について

本町の幼児・児童、生徒を悲惨な交通事故から守るため、「中川町地域安全推進協議会」及び「中川町交通安全指導員会」と連携を図り、交通安全街頭指導等に取り組んでまいります。

また、町民及び車両運転者に対しても交通安全運動期間はも

とより、年間を通じ交通安全の啓発に努めてまいります。

全国的に街頭犯罪が多発しておりますが、本町では「住民の安全は住民自らが守る」という願いのもと中川町セーフティパトロール隊の協力による「青色回転灯パトロール活動」や中川老人クラブによる「こどもを見守る会」や「こども110番の家」、「移動子ども110番協力車」などと連携し犯罪の未然防止に努めてまいります。

【豊かさとうるおいを実感するまちづくり（土地利用、道路等の基盤、産業分野）】

本町の基幹産業である農林業を軸に、交通基盤等の強化を図り、商工業や観光の振興に取組み、活力あるまちづくりを推進してまいります。

1．畜産振興について

減産型計画生産の2年目でありますが、農産品の品薄から減産一辺倒からの転換を余儀なくされております。

一方で、国内での農業資材は急激に高騰し飼料をはじめとする生産資材の高騰が酪農家の経営を直撃し、全国平均で5％、北海道で2．6％の酪農家が廃業に追い込まれました。

本町においては、35戸のうち2戸（5．7％）が廃業となっております。

このような状況を防ぐためには、生産コストの低減を図る必要があります。

平成20年度は、飼料自給率を高める取り組みを生産者・関係機関と連携を取り自給飼料生産システムの樹立に引き続き取り組んでまいります。

2．畑作振興について

平成19年度より導入された「品目横断的経営安定対策制度」により、本町の主要畑作物であるビート、小麦の作付けが大きく減少し、さらに農業者の高齢化・労働力不足等により農地の遊休地化は益々進行しておりますが、生産力を維持するために、「土づくり対策」、「施設野菜導入対策」、「アスパラ振興対策」等を継続してまいります。また、農業者の生産所得の確保と安全で安心な農産物を出荷の支援をしてまいります。

3．林業振興について

本町における町有林、民有林の振興については、森林整備計画・施業計画に基づき、森林が持つ国土や自然環境の保全・水資源の涵養・地球温暖化防止といった多面的な機能に配慮しながら整備を推進してまいります。

「21世紀北の森づくり推進事業」、「森林地域整備活動支援交付金制度」等の補助事業を活用した森林整備事業や林道の維持・管理に取り組んでまいります。

地域の林業を担う後継者を育成するため、森林・林業への関心を高める地域活動を推進してまいります。

4．農業担い手対策

本町の酪農・畑作における後継者不在率は、53戸のうち25戸（47．1％）であり、将来において持続可能な産業として確立していく上では担い手対策が重要な課題となっております。

担い手対策については、中川町新規就農者誘致事業を継続し、担い手の確保に努めてまいります。

また、農業後継者対策については、㈳北海道農業担い手育成センター等関係機関と連携を図り、各種事業参加等の取り組みを推進してまいります。

5．商工業の振興について

本町を取り巻く経済情勢は、依然として厳しく、地域内の個人・法人所得に大きな影響を及ぼしております。商業については、平成19年度実施した買い物アンケート調査結果によると消費動向の低迷や近隣の大型店への流出などにより、町内での購買力の低下が続き、商店街は厳しい環境にあります。

このような状況に負けない商店街の振興を図るため、町商工会と連携し、支援をしてまいります。

また、平成16年度からスタートした「起業化促進事業」については、事業助成の対象の見直しをした「中川町起業チャレンジ事業」条例に基づき、地域の活性化に努めてまいります。

本町の産業振興と雇用機会の拡大を目的とした「企業振興促進事業」については引き続き取り組み、また、中小企業の運転・設備資金の融資制度についても継続し、企業支援をしてまいります。

6．観光振興について

平成19年度上期における本町の観光客数は、総体的に前年度より6％ほど増加してきております。

加工センター、道の駅、ポンピラアクアリズイングの3施設については指定管理者制度を導入して2年を経過しましたが、3施設が公の施設として適正、効率的な運営が維持されるよう指定管理者に対し、指導してまいります。

特産品の開発や販路拡大については、引き続き商工会との連携に努めてまいります。

また、世田谷区との交流事業については、世田谷区民まつり実行委員会、商工会、観光協会と連携を図り、今後の地域活性化に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

7．道路交通網の整備について

本町の道路整備につきましては、事業内容を評価しコスト縮減に努め、生活に密接する社会基盤の整備を重点的に取り組んでまいります。

中川環状線は、昨年軟弱地盤対策工、路盤改良、更に踏切前後の縦断勾配の改善を実施し、平成20年度は舗装工を整備してまいります。

誉旧国道線につきましては、平成21年度全線完了に向けて引き続き推進してまいります。

新規事業としましては、共和志文内川線の落石防止工事、国府18線道路を年次計画で路盤改良に着手してまいります。

安心・安全なまちづくりと生命や財産を守る社会資本整備につきましては、今後も創意工夫を活かした事業の展開となるよう努めてまいります。

8．情報通信基盤の整備について

情報通信基盤の整備については、急速な情報技術の革新、国の電子自治体推進の動きの中で、地方自治体においても行政業務の電子化やアウトソーシングの取り組みが急速に進められております。住民に対する質の高いサービスの提供と行政においての効率的な業務の推進、人員や業務コストの削減効果が期待されることから、行政業務の電子化を行政改革の一環として位置づけ、積極的な取り組みを推進している自治体が増えてきております。

しかしながら、導入するにあたっての基盤整備には多額な経費がかかり、また、システム導入・運用コストが嵩んできている状態となってきております。

行政業務における総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）と現在導入しておりますシステム等については、将来に渡り費用対効果の高いシステム導入が可能かどうかについて、今後検討を進めてまいります。

また、本町においては一部地域を除きＡＤＳＬ回線が整備されたことから、「安心・安全なまちづくり」「高齢者福祉」「教育」「消防防災」などの観点から、行政費用対効果と地域情報格差の解消の視点で関係機関への働きかけを進めてまいります。

【すばらしい自然を実感するまちづくり（自然の保全と利用、廃棄物処理、景観分野）】

1．ゴミ処理・リサイクル・環境の保全について

本町のゴミ処理及び下水道汚泥処理については、西天北五町衛生施設組合で処理され、地球環境に対しては循環型の環境保全となっております。

きれいな町を保ち、環境を保全するために更なるゴミの減量化とリサイクルの取り組み、ゴミ不法投棄などを防止し、自然環境を守る意識と行動の啓発と普及に努めてまいります。

【中川らしい楽しみを実感するまちづくり（生涯学習・スポーツ、学校教育、文化分野）】

この分野につきましては、教育行政執行方針に委ねますが、教育委員会と連携し「ふるさと中川」を大切にしていくまちづくりを進めてまいります。

【誇らかな町を実感するまちづくり（住民参加、交流）】

1．町民の参画について

町の独自の施策を企画または実施の際に、町民の参画を必要とする場面の手だてとして、まちづくり参加条例を平成19年４月に施行しました。庁内各担当課が携わっている施策事業においては、従来に引き続き必要な場面におきましては参画の場を設定し、身近に関係する町民の参画がなされるよう努めてまいります。

また、町民は、町内会・自治会活動や全町的な地域の様々な場面において地域づくりに参画をされております。

しかしながら、行政が設定する全般的な議題での町民懇談会につきましては、他の自治体と同様に、参加者が少ない状況があります。

本年度は、町民の行政への参画につきまして各種委員会等による場面と一般町民が参画する場面を設定してまいります。また、自治会・町内会からの要請による開催や説明会については、積極的に対応し地域課題の共通認識を深めてまいりたいと考えております。

2．地域間交流・移住交流について

団塊の世代の大量退職で２００７年問題が注目されたことを機に「都市から地方への移住」や「地域間の交流」の気運が高まっています。

「地方の自然との暮らしの共生」、「健康で地球環境にやさしいロハス的な生活スタイル」などが僅かながら脚光を浴びてきている今日、中川町への移住者誘致や都市住民との交流の推進を図るためには、移住・交流希望者の多様なニーズを的確に捉え、段階的な取り組みが必要であります。

本町におきましては、「なかがわファンづくり」に視点をおき、様々な取り組みを進め、平成19年度からプロジェクト北の杜に取り組んでおりますが、地域間交流や移住交流が一方通行とならず、双方が潤える交流に発展するよう努めて参りたいと考えております。

【行政改革・行政運営】

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法（自治体財政健全化法）が制定され、20年度決算から適用されることとなっております。

行政運営にあたっては、中川町行政改革大綱を基に取り組み、自治体財政健全化の４つの判断指標に配意し、財政健全の維持に努めてまいります。

市町村合併の推進により、平成11年3月31日に3，232の自治体数が、平成20年1月1日現在では1，799自治体となっており、人口1万人未満の市町村も491存在し、国の全人口の88．8%が市に暮らし、町村に暮らす人口は11．2%になるといわれております。

合併新法の適用期限が平成22年3月31日でありますが、合併には基礎自治体としての人口規模論を入れてきており、並行して分権改革もあり、国や道の働きと隣接市町村の動向を判断し、本町の方向を定めなければならないと考えております。

次に、第5次中川町総合計画の策定ですが、総合計画は町の将来を見通した長期にわたる町の経営の基本を確立するものであります。

国の地方自治体に対する行財政制度設計が定まらず自治体を取り巻く行財政環境は、地方分権、三位一体改革、道州制、合併新法など複雑錯綜しております。

このような社会経済環境に対応できる実現可能な自治体運営計画とするため、計画期間を従来型の10年間から5年間とし、策定してまいりたいと考えております。

町づくりの基本理念は、時代が変遷しても変わるものではなく、第5次総合計画の基本構想、基本計画については第4次総合計画を継承し、実施計画・具体施策については、現状と対照し、目標を設定してまいります。

以上、平成20年度　町政執行方針といたします。

町議会議員各位、町民の皆様の尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年度　教育行政執行方針

教育長　千葉　訓

平成20年中川町議会第1回定例会にあたり、中川町教育委員会行政執行方針を申し上げます。

今日、社会が大きく変動している中、昨年は教育基本法・教育三法の改革など教育行政の変革が打ち出されてまいりました。

一方、国際化、情報化、少子・高齢化の波は益々高まり、この期にあたり教育の営みは益々重視され、社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成が大きな課題であると考えております。

全国的には、この急速な変化に耐えきれず、いじめや不登校・問題行動など依然として後を断たず、最悪の場合犯罪などと結びついています。

近年、特に注目されている面として、子どもの学力低下への懸念や家庭や地域の教育力の低下など教育への課題は山積みし、その対応が強く求められる時代となりました。

中川町教育委員会といたしましては、未来を担う人づくりこそが教育の原点であると認識し、児童・生徒の豊かにたくましく生きぬく力を育成することが何よりも大切であると考えております。

また、安全・安心な教育環境づくりとして、小・中学校の耐震化を含めた大規模改修に取り組むとともに、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てるという、地域の教育力向上を図ってまいります。

基本的な考え方として「確かな学力」「生きる力」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」の育成に重点的に取り組む所存であります。

【学校教育の充実を目指して】

はじめに学校教育の充実について基本的な考え方を申し上げます。

1．「確かな学力」「生きる力」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」の育成

「確かな学力」につきましては、各学校において今日的課題を踏まえ児童・生徒が主体的に学ぶ習慣を身につけさせるための方策を立て、実践しておりますが、実態として総合的評価の中で、読解力・表現力・言語能力の低下がみられ、今後一層の学力向上を目指した学校経営の推進が求められています。

学校としては日常の学習活動が「よくわかり楽しい」授業を創造する教師の実践力向上を促し、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

教育委員会としては学校のみならず、保護者や地域の方々の理解を得ながら、家庭や地域の教育力向上のための環境整備に努めてまいります。（宿題の充実、放課後指導、朝の読書、家庭学習の充実）

「生きる力」につきましては、

変化の激しい社会の中で自主・自立の精神の育成に具体的目標を掲げ、学校教育の指導の中に明確に位置づけし、内容の充実を図ります。

単に教科指導だけでなく道徳指導・総合学習・体験学習の中で、組織的に取り組む学校体制の確立を目指します。

「豊かな心」につきましては、思いやりの心、自らを律する心など具体的指導に位置づけるために道徳教育を充実し、芸術文化・自然に親しむ活動や読書活動を推進するとともに、それを支える家庭や地域の教育力の向上に向けた取り組みを重視してまいりたいと思います。

また、児童・生徒が広い体験を通し、地域の良さや人としての必要な社会規範など地域社会から学びとる学習の充実と、学校が地域に開かれ地域の教育力を活用しながら、地域の自然や人々を尊重する心の育成を図ります。

そのため現在実践している「中川ふるさと学習プロジェクト」の学習を推進し、ふるさと中川の良さを確実に身につけ、さらに活気ある実践活動を展開してまいります。

「健やかでたくましい心身」につきましては、望ましい生活習慣や食に関する指導の充実を図り、自己の体位・体力の向上に関心を持ち、毎日の生活に位置づけ実践力のある子どもの育成に努めます。

さらに近年社会の中で、体力や食育の重要性を軽くみる傾向があり、健やかな体の育成に支障があることが見受けられます。

自己の体力を評価し、総合スポーツ、体力テスト、スポーツ活動の充実など生活向上能力を高める意識を持たせるための機会をつくり、「健やかでたくましい心身」の発達に結びつけたいと考えております。

２．学校力・教師力・組織力の育成

「確かな学力」「生きる力」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」の育成は、学校教育において重要な施策であり、それを支える学校や教師は最大の教育環境であります。

子どもたちにとって安全・安心な教育環境のもと高い志を持ち郷土を愛し、心身のバランスのとれた成長を促すことが最大の目標であります。

学校が組織体として効率的な教育を通し、より質の高い児童・生徒の育成に精進することが求められます。そのことが地域にも信頼され子どもを変えていく大きな原動力となります。

教師は日々、自己の専門性を高め「よくわかり楽しい」授業の展開を探求することが必要であり、そのことにより子どもの学習意欲も高まり、新しい時代に向けたたくましい子どもの育成につながります。

そのため教師力の向上を目指し「校内研修」の充実や上川管内教育研究会などへの積極的な参加を促す学校の環境づくりに努め、学校力・教師力の向上に寄与していきたいと考えております。

また、教師自身も自らの心身の健康に留意し体力の強化を図り、新しい文化を吸収する意欲的な取り組みが要求され、精神的・肉体的な健康に努める努力を惜しまない教師の育成に努めます。

また、学校は今日までの学校評価を適切に活用し、子どもが安心して通学できる環境を整備する必要があり、教師も本年度から試行される個人評価を謙虚に受け止め、自らを律していくことが大切であります。

３．進路指導について

急速な社会の変化に対応できる健全な子どもの育成は教育における重要な課題であります。

進路指導は生き方指導でもあり、低学年から的確なプログラムを組み、学年に応じた目標に向けた教育を推進する必要があります。

日常の学習を通し基本的生活習慣の徹底を図り、自立心の伸長を目指すことが大切です。

個々の子どもの個性にあった指導を推進するため、保護者や地域との連携の中で実践的な教育を展開してまいります。

４．生徒指導・就学指導・特別支援の強化について

今日、子どもたちをとりまく社会状況は急速に変化し混迷し、思わぬ歪みが生じていることも事実であります。

子どもたちが自主的に対応できる能力育成も大切ですが、これを支援する生徒指導連絡協議会、就学指導委員会、さらに地域の青少年育成組織等とも連携を図り、町ぐるみで子どもを守っていく必要があります。

特別支援につきましては、道教委の方針を受け平成19年度より特別支援事業がスタートし、基本的な考え方、組織化など具体的に進行しているところであります。

一人ひとりの子どもたちに対し、「いのちの尊重」「個人の尊重」という立場で推進を強化してまいります。

５．幼児教育について

平成19年4月発足した幼児センターは保育機能、幼児教育を効率的に運営に取り入れ、約一年が過ぎようとしています。

子どもたちの楽しく学べる場として設立され、親からも信頼される幼児センター運営に努めてまいります。開設したのは全道的にも少なく、開設の方向にある他の市町村からの視察も今金町、雄武町、浜頓別町、名寄市等多くの視察を受けてまいりました。

今後、子どもたちにとって楽

しいセンターとなるよう指導者（保育者）の資質の向上、教材の整備、施設の改善に努め、中川町の多くの幼児が参加できる施設を目指してまいります。

6．北海道中川商業高等学校の振興対策について

平成18年度示された道教委の「新しい高校教育」に基づき、厳しい背景の中、平成19年度は地元の反対の声にもかかわらず和寒高校、風連高校などが閉校や募集停止などの処置がとられました。

本町においても、新たな「高校教育に関する指針」に関する方策検討中川町連絡協議会や中川商業高等学校教育振興対策協議会により、関係機関への働きかけを強化するとともに、生徒募集を進めてまいりましたが、平成19年度中川商業高校への募集生18名、さらに平成20年度は10名となり、極めて厳しい状況にあります。

中川商業高校は、中川町独自の取り組みである、幼・小・中・高一貫教育「ふるさと学習」の中核となり、「地域情報発信プレゼンテーション」、「幼児センター及び小・中学校への教材づくりと出前授業」の実施、さらに、学校開放講座「アフターファイブスクール」、「ジュニア英語教室」の実施など地域への貢献度も高く、中川町の教育の拠点としてなくてはならない存在であります。

また、特色ある学校経営も成果を出し、進学・就職においても１００％の成果を納めていて、町として評価しているところです。

文化・教育の拠点として失ってはならぬことを確認し、今後とも新たな「高校教育に関する指針」に関する方策検討中川町連絡協議会、中川商業高等学校教育振興対策協議会との連携を強化し、中川商業高校の存続に向けて全力を尽くしてまいります。

【社会教育～生き生きとした生涯学習社会をめざして】

社会教育の推進につきましては、活動の指針となります「第7期中川町社会教育中期計画」において、「心の豊かさとうるおいを実感し、楽しみと活力にあふれる地域づくりをめざす」を目標に掲げ、「学習の主体者は町民である」という視点に基づき、

（1）自ら学び、うるおいのある暮らしと地域を築く、
いきいき社会教育活動

（2）自ら創り、豊かな個性と生きがいを見つける、
きらきら文化活動

（3）自ら楽しみ、健やかな心とからだを育む、
わくわくスポーツ活動

を社会教育の重点3領域として掲げ、中川町の人的・物的教育資源を活用した中で、事業の推進を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、社会教育活動に不可欠な存在である指導者やリーダー及び地域講師といわれる方の発掘・養成が重要なことから、各種団体等と連携協調して、機会の確保に努めてまいります。

また、定期的に発行する生涯学習だより「大志」により、教育を取り巻く情勢や教育のあり方など、各種行事の開催案内や団体・サークル等の活動状況などを掲載し、情報の提供と共有を図りながら、地域の教育力向上と地域活動の活性化を図ってまいります。

1．家庭教育・学習の推進

生涯に亘る学習活動を続けていくには、学習し続けていくことのできる能力を養うための教育が必要であります。生きる力を養う教育の根幹をなしているのは家庭や地域であり、それを形成し育てる学習の場も家庭や地域であると考えております。

核家族化や少子化が顕著になる中、家庭はもとより地域社会としての教育力向上を目指し、地域子ども会やＰＴＡ連合会などとの連携を図りながら、事業の展開を進めてまいります。

2．青少年の健全育成

今日的な社会問題を捉えて、青少年が均衡のとれた心身の成長を遂げられるよう、自然体験や生活・社会体験の機会を拡充するなど、学校・家庭・地域社会が相互間の関係を強めて、三位一体となった推進に努めてまいります。

また、青少年育成事業として、こども１１０番の家・移動子ども１１０番協力車・子どもを見守る会・防犯パトロール隊（青色パトロール車）等、児童・生徒の登下校時の街頭見守り活動に協力をいただいている地域住民・関係機関・団体等の連携を強化するとともに、教育相談室・愛（Ａｉ）のダイヤルによる悩み相談を、引き続き実施してまいります。

3．成人・高齢者教育の推進

地域住民自ら団体・サークル活動や講座などの学習に努めておりますが、自己の啓発や向上を図るため、多様な学習機会の提供や学習支援の体制づくりも必要と考えております。

地域では、核家族化が進みお年寄りや地域の人たちとの会話・交流の少ない昨今、世代を超えた人々との交流を推進することが求められています。

このような中、「中川ふるさと学習プロジェクト」が各学校の教育課程に位置づけられ、幼・小・中・高一貫教育や地域との総合教育の推進として具体的に実践されています。

各種団体やサークルのリーダーには、「ふるさと学習」の地域講師として、持てる知識の地域還元を期待しているところで

あります。

高齢者学級「ポンピラ塾」では、「楽しく生きがいをもって学べる」塾の運営を主旨とし、塾生が自主的にカリキュラムを考え、自己を磨く学習内容の編成にあたるとともに、塾生も地域講師として経験と知恵を「中川ふるさと学習プロジェクト」の中で、幼児センターや小・中・高校に活かしてまいります。

また、中川商業高等学校開放講座「アフターファイブスクール」において、教育的機能を地域に還元する教室の開催をお願いし、町民に技能習得の機会を提供してまいります。

4．文化活動の振興

感性や情操に満ち溢れた心豊かな社会をつくるためには、「いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて学ぶことができる」環境づくりが必要と考えております。

豊かな社会経験を有する人材の発掘と養成を図り、学習機会の提供や世代間の交流を推進するとともに、児童小劇場の公演、町民文化祭、教育講演会の開催、各種団体・サークルへの支援など、芸術・文化活動を推進してまいります。

また、平成20年度で第15回目を迎える「斎藤茂吉記念短歌フェスティバル」については、記念事業として「15周年記念フォーラム」（仮称）を開催することとし、長年にわたり培った精神を大切に短歌の心を守り育て、地域に根ざした文化として灯を消すことなく、継続しながら短歌フェスティバルへの参加を促し、文化の継承に努めてまいります。

図書室につきましては、子ども達が読書（活字）に親しみやすい環境づくりのため、幼児センターや小・中学校と連携した中で、一定期間図書を貸し出すなど、図書の有効利用を進めてまいります。

また、読み聞かせボランティアの活動を支援していくとともに、民話の伝承など読解力と創造性を膨らませることのできる図書室の運営に努めてまいります。

5．社会体育の振興

スポーツは、体力の向上や心身両面にわたる健康の保持・増進に欠くことのできないものであり、更には、活力ある健全な社会の形成に大きく寄与するものであります。

町民の多様なスポーツニーズに対応するため、各年齢層に合わせて活動のできる「場や機会」の提供を主眼として、生涯スポーツ振興とスポーツ人口の底辺拡大に努めてまいります。

町民を対象とした各種スポーツ大会・教室や指導者養成講習会などを引き続き開催するとともに、スポーツ少年団や各スポーツ団体等の活動に対し、幅広く支援してまいります。

また、子どもたちの「健やかでたくましい心身」の発達を目指し、自己の体力を評価し、総合的なスポーツ活動と生活向上能力を高める意識を持たせる機会として、子どもスポーツクラブ「なかがわキッズ」（仮称）を、地域の方々のご協力をいただきながら実施してまいります。

子どもを中心に地域住民が参加するこのクラブを、「総合型地域スポーツクラブ」と位置づけ、関係者と協議し組織化を進めてまいります。

6．エコミュージアムセンター

エコミュージアムセンターは、これまで町民の皆様のご協力をいただきながら調査・研究を行い、その蓄積してきた中川の地域財産に関するデータやノウハウを活用し、展示や普及事業、ふるさと学習等を進めてまいりました。

開館5周年の節目を迎えた昨年度開催した特別展「アンモナイトの技芸と学術」は好評を博し、町民の皆様とエコミュージアムセンターが協働し、地域の魅力のひとつであるアンモナイトを「どのように表現し伝えるか」という実践が好結果につながったものと評価しております。

また、エコミュージアムセンターは、北大中川研究林、道立林業試験場道北支場などの関係機関の協力をいただきながら「中川ふるさと学習プロジェクト」の実践のなかで、幼・小・中・高一貫教育の中心である「教育センター」としての役割を担ってきたところです。

今後においても、「地域の魅力」を次世代へ継承していくため、学校や町民の皆様と協働して「ふるさと教材」の研究を進め、その成果を地域に還元するとともに、近隣の博物館や関連機関、そして大学などと連携し、中川のみならず、天塩川流域、そして道北圏といったテーマの広がりをもった「ふるさと学習」を進めてまいります。

エコミュージアムセンターは、「教育センター」としての機能強化を図るとともに、「情報発信の拠点」、「学びと交流の場」として、更なる躍進を目指し、当センターへの多様なニーズに応え、魅力のある事業展開を進めてまいります。

以上、平成20年度中川町教育行政の執行に関する主要な指針について申し上げました。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成20年4月から
後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。

対象となる方は、『75歳以上のすべての方』と『65歳以上で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方』です。

加入手続きは必要ありません

現在の老人医療受給者は、後期高齢者医療に自動的に加入することになりますので、加入手続きは必要ありません。

ただし、4月以降に、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方が後期高齢者医療に加入する場合は、役場への申請が必要です。

保険料は一人ひとりが納めます

保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に納めることになり、全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります【図1】。

それぞれの保険料額は、4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

●低所得世帯の方への軽減

所得の低い世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて、均等割額が軽減されます。

●被扶養者への軽減

被用者保険の被扶養者は、2年間、所得割額がかからず、均等割額も半額になります。

【図1】年間保険料の計算方法（平成20・21年度）

年間保険料	限度額50万円
＝	
均等割額	34,959円（所得の低い世帯の方は軽減されます）
＋	
所得割額	（前年の所得－33万円）×7,81％

ただし、平成20年度は特例として、9月までは保険料がかからず、10月から平成21年3月までは均等割額の1割の負担になります。

●保険料の徴収は4月から

保険料の徴収は、4月から始まり、介護保険料と同じく、原則として、年金から差し引いて納付されます。ただし、年金の年額が18万円未満の方などは、納付書や口座振替で納付することになります。

被保険者証が一人1枚になります

病院などで医療を受けるときに提示する被保険者証（保険証）は、一人1枚になり、3月末までに役場から引渡しまたは送付されます。

4月以降に75歳になって被保険者となる方には、誕生日までに引渡しまたは送付されます。

病院などでの窓口負担は1割または3割です

病院などの窓口で支払う自己負担額は、老人保健制度と同じく、かかった医療費の1割です。ただし、現役並み所得者は、3割を負担します。

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方です。

ただし、次に該当する方は、申請し認定を受けると1割負担になります。

①同一世帯に被保険者が1人のみの場合、被保険者本人の収入の額が383万円未満の方

②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者の収入の合計額が520万円未満の方

受けられる医療給付は今までと変わりません

受けられる給付は、老人保健制度や国民健康保険と基本的には同じです。主な給付は、次のとおりで、これらは、役場への申請が必要です。

●高額介護合算療養費

医療と介護の自己負担額が高額になる方の負担を軽減するため、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

●療養費

治療用装具を作ったときや、やむを得ず被保険者証を持たずに医療機関にかかったときなどに支給されます。

●高額療養費

1か月の窓口負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されます【表1】。

【表1】高額療養費の自己負担限度額（月ごと）

世帯区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者		44,400円	80,100円＋1％[※1] 多数該当[※2]は44,400円
一般の方		12,000円	44,400円
市町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

※1 「1％」とは、「（医療費総額－267,000円）×1％」

※2 「多数該当」とは、過去12カ月に3回以上の支給を受けた場合の、4回目以降の自己負担額

健康診査を受けることができます

被保険者の健康の保持や増進のため、健康診査を実施します。（詳しくは今月号の保健だよりをご覧ください。）

お問い合せ先　住民課幸福（しあわせ）推進室　高齢者医療担当　☎7－2813（内線288）

《確定申告が間違っていたとき》

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、うっかりして確定申告することを忘れていた場合は、直ちに申告をしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】更正の請求書に必要事項を記入して、所轄の税務署長に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書の提出期限から１年以内です。

平成19年分の所得税	平成21年3月17日(火)まで
平成19年分の個人事業者の消費税及び地方消費税	平成21年3月31日(火)まで

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

【手続】修正申告書に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

【期間】税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成19年分の所得税は３月17日(月)）の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、なるべく早く申告してください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、直ちに申告してください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から決定を受けたりすると、加算税が賦課される場合があります。

なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

更正の請求、修正申告、期限後申告の手続などについて、お分かりにならない点がありましたら、名寄税務署
☎01654－2－2157へお尋ねください。

お問い合せ先　**住民課住民サービス室　税務担当　☎7－2814（内線253・254）**

── 税に関する情報は国税庁ホームページへ　http://www.nta.go.jp ──

小児救急電話相談の実施曜日(土曜日)の拡大について(お知らせ)

道では、これまでの平日の（午後７時～午後11時）に加えて、平成20年４月５日から土曜日（午後７時～午後11時）も小児救急電話相談事業を行うこととしましたので、お知らせいたします。

【小児救急電話相談事業】

夜間における子供の急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。

小児救急電話相談のご案内

子供が熱を出して
下痢をしています…
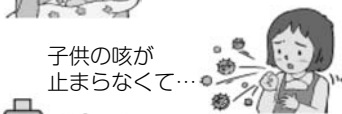
子供の咳が
止まらなくて…

子供が誤って
洗剤を飲んでしまって…

など、小児救急に関する相談を受け付けています。

電話番号	011－232－1599（プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「＃8000番」も利用できます。）
相談実施日時	月曜日～金曜日までの午後7時から午後11時まで（祝日及び年末年始は（12／29～1／3）は除きます。）

平成20年4月5日から
月曜日～土曜日までの午後7時から午後11時まで
（祝日及び年末年始は（12／29～1／3）は除きます。）

ご利用にあたっての注意事項	医師が直接診療して治療を行うものではなく、あくまで電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。

行事やイベント、身近な話題をご紹介します。

1/18・2/12 プロジェクト北の杜ワークショップ

中川町・中頓別町・美瑛町が連携して取り組んでいる「プロジェクト北の杜」の趣旨を広く町民の皆さまにご理解いただき、推進するためのワークショップが開催されました。

参加者は、コーディネーターの臼井冬彦さんの進行で、中川の魅力やこれからの地域としての観光戦略などについて意見交換を行い、今後のプロジェクトの可能性について議論を深めていました。

2/24 岩崎弘昌オーボエコンサート

毎年恒例となっている札幌交響楽団首席オーボエ奏者の岩崎弘昌さんをお招きして、オーボエコンサートが開催されました。

オーボエ独特の華やかで透き通るかのような音色と巧みな演奏が観客を魅了しました。

2/20 ＡＥＤ一般講習

昨年12月から農業者トレーニングセンターに設置されているＡＥＤ（自動体外式除細動器）の取扱方法と救急蘇生法を学ぶ「ＡＥＤ一般講習」が中川消防支署の職員を講師に開催されました。

参加者は「この講習を受けたことで、“もしも”の時でも落ち着いて対応ができそうです。」と話していました。

2/27 子育て支援センターまめちょ「ひな祭り会」

　桃の節句を前に、まめちょ「ひな祭り会」が行われました。参加者はかわいく完成した手作りのひな人形を飾ったあと、お祝いのお餅を味わい、一足早いひな祭り気分を楽しんでいました。

2/28 くらぶKIDS体験プログラム

　仙台大学の粟木一博准教授をお招きして、子どもたちの運動能力向上の基礎となる運動プログラムを体験する「くらぶＫＩＤＳ体験プログラム」が開催されました。参加した小中学生たちは、粟木先生の指導で楽しくプログラムをこなしていました。

3/1 中川商業高等学校第55回卒業証書授与式

３月１日は道内の公立高校の卒業式が一斉に行われ、中川商業高校（嘉野博明校長）では卒業生20名が慣れ親しんだ思い出の学び舎を後にしました。

嘉野校長は「自分に責任を持ち、苦しくてもいつまでも学ぶ努力を忘れない人であってください」と挨拶。卒業生答辞では、先生方や在校生そして保護者へのこれまでの感謝と、これからの抱負などとともに、語りつくせない熱い思いまでもが会場に伝わり、感動的な中にもさわやかな式となりました。

3/5 町内会・自治会会長会議で平成20年度当初予算概要を説明

町内会・自治会会長会議で、平成20年度当初予算概要の説明を行いました。

今回の説明は、次年度予算概要とともに、町の最新の財政状況の説明をいち早く受け、各会員にも伝えていきたいという各町内会・自治会会長の要請により行ったもので、説明終了後も熱心な質疑が行われました。

教育・文化・スポーツの情報は、生涯学習だより「大志」を
エコに関する情報はエコミュージアムセンターだより「Eこーる」をごらんください。

『元議会議員 遠藤松藏様が 旭日單光章を受章』

永年にわたる議会議員活動の功績が多大であったとして、このたび中川１区の遠藤松藏様が旭日單光章を受章されました。遠藤様は昭和26年に議会議員（当時の中川村議会）に初当選以来、３期12年間の永きにわたってご活躍され、中川町の地方自治の振興に大きく貢献いただきました。

【訂正】３月号掲載の功労者表彰状贈呈者のお名前を誤って記載しました。謹んでお詫び申し上げます。
（正）桐　畑　誠　治　様

中川消防支署からのお知らせ

春の火災予防運動

「火は見てる　あなたが離れる　その時を」を統一標語に4月20日から4月30日までの間、春の全道火災予防運動が実施されます。この時季は空気が乾燥し火災が発生しやすいため、ストーブの周りに燃えやすいものを置かないようにし、コンロから離れるときには火を消す習慣を身につけましょう。
また、消防署では期間中に防火対象物の立入検査を行いますのでご協力の程よろしくお願いします。

いざという時のために備えておきましょう。

①家具類の転倒・落下防止

棚、タンスを転倒防止金具などで固定し倒れにくくしておく。また、落下の危険があるので棚やタンスの上などに危険なものを載せておかないようにしておきましょう。

②非常用品として備えておくもの

両手が使えるようにリュックサックに、飲料水、携帯ラジオ、衣類、履物、食料品、マッチやライター、貴重品、懐中電灯、救急セット、筆記用具、雨具(防寒)、チリ紙などを入れて用意しておきましょう。

中川消防支署へのご相談、お問合せは
☎7―2119番まで

火災・救急出動件数

火災出動	1件
救急出動	11件

平成20年2月29日現在

◎春の全国交通安全運動の実施
～よくみよう　くるまとじてんしゃ　しんごうき～

◆「春の全国交通安全運動」が実施されます。
・交通安全運動は、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図るために実施されます。

（1）実施期間
4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間
（2）実施の重点
ア　子どもと高齢者の交通事故防止
イ　速度上昇期に伴うスピードの出し過ぎ防止
ウ　自転車の安全利用の促進
エ　二輪車の交通事故防止
オ　後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◆「交通事故死ゼロを目指す日」を知っていますか?
・交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図るための新たな国民運動として
平成20年2月20日(水)、4月10日(木)
が「交通事故死ゼロを目指す日」に設定されました。
一人一人が、交通ルールを守り、交通マナーを実践して、交通事故に遭わない、起こさないよう注意しましょう。

●交通安全一口メモ●
・新学期が始まり、学校、幼児センターなどに初めて通う子どもたちがたくさん歩いています。
・ドライバーの皆さんは、改めて注意と思いやりのある運転に心がけてください。
・保護者の皆さんは今一度交通ルールを日常生活の中でお手本を示しながらしっかり教えてあげてください。
・高齢者の皆さんは、通り慣れた道路でも油断せず、しっかり安全を確認してください。

ありがとうございます

社会福祉協議会に寄付
●母（計良アキヱ様）死去に際して
下川町　計良　泰男　様
●社会福祉推進のために
渡邊　幸雄　様

社会福祉協議会に寄贈
季節のものを含めて次の方々から「志」
公明党中川支部　様
匿名（1名）様

一心苑に寄贈
季節のものを含めて次の方から「志」
大富婦人会　様
豊里婦人会　様
下村　信子　様
ポンピラアクアリズイング　様
極楽寺仏教婦人会　様

おくやみもうしあげます

大富　小池　ミヨ様（81歳）

保健だより

平成20年度　各種健診・検診のお知らせ

★今年度から、特定健診が始まります！

健診は、７・８月（旭川厚生病院）、11月（旭川対がん協会）に下記の日程で実施致します。胃・肺・大腸がん検診も一緒に受けることができます。

★胃・肺・大腸がん検診のみでも、受診できるようになりました！

特定健診・基本健診と同日に受けたり、それぞれ単独に受けることもできます。

★乳がん検診が、30歳から受けることができるようになります！

※対象年齢の方には、５月に各種健診・検診調査票（申込み書）を送付致します。

<table>
<tr><th>健診・検診</th><th colspan="2">対　象　者</th><th>場　　所</th><th>日　　程</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">特定健診</td><td rowspan="4">40～74歳の町民
※H21年３月31日年齢</td><td rowspan="3">中川町国民健康保険に加入している方</td><td rowspan="2">保健センター</td><td>7月29日(火)～31日(木)</td><td rowspan="15">※申込み書にてお申込み願います。
内容の詳細は、申込み書と併せてお知らせ致します。</td></tr>
<tr><td>11月12日(水)</td></tr>
<tr><td>佐久地区公民館</td><td>8月1日(金)</td></tr>
<tr><td>その他の医療保険</td><td colspan="2">※各医療保険者からの健診案内を御確認願います。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">健診</td><td colspan="2" rowspan="3">20～39歳の町民
※中川町国保加入者及びその他の医療保険の被扶養者。</td><td rowspan="2">保健センター</td><td>7月29日(火)～31日(木)</td></tr>
<tr><td>11月12日(水)</td></tr>
<tr><td>佐久地区公民館</td><td>8月1日(金)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">75歳以上の町民
※但し、生活習慣病で治療をしていない方</td><td rowspan="2">保健センター</td><td>7月29日(火)～31日(木)</td></tr>
<tr><td>11月12日(水)</td></tr>
<tr><td>佐久地区公民館</td><td>8月1日(金)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">胃・肺・大腸がん検診</td><td colspan="2" rowspan="3">35歳以上の町民</td><td rowspan="2">保健センター</td><td>7月29日(火)～31日(木)</td></tr>
<tr><td>11月12日(水)</td></tr>
<tr><td>佐久地区公民館</td><td>8月1日(金)</td></tr>
<tr><td>子宮がん検診</td><td colspan="2">20歳以上の町民</td><td>保健センター</td><td>10月31日(金)</td></tr>
<tr><td>乳がん検診</td><td colspan="2">30歳以上の町民</td><td>保健センター</td><td>10月31日(金)・11月1日(土)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">結核検診</td><td colspan="2" rowspan="2">65歳以上の町民</td><td>保健センター</td><td>7月29日(火)～31日(木)</td><td rowspan="5">※詳細は回覧でお知らせ致します。</td></tr>
<tr><td>佐久地区公民館</td><td>8月1日(金)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エキノコックス症検査</td><td colspan="2" rowspan="2">10歳以上の町民
※年度末年齢が節目年齢（５歳刻み）の方</td><td>保健センター</td><td>7月29日(火)～31日(木)</td></tr>
<tr><td>佐久地区公民館</td><td>8月1日(金)</td></tr>
<tr><td>喉頭がん検診・耳鼻咽喉科健診</td><td colspan="2">町民</td><td>保健センター</td><td>9月29日(月)</td></tr>
</table>

お問い合せ先　**中川町役場住民課幸福(しあわせ)推進室　保健師　☎7－2813（内線287）**

まちのご長寿さん＆赤ちゃん

米寿おめでとうございます。

渡邊政治さん（88歳）

喜寿おめでとうございます。

加藤富子さん（77歳）

椿本詩羽花（しゅうか）ちゃん
お父さん　勝博さん
お母さん　寿美さん

水澤七望（ななみ）ちゃん
お父さん　誠 さん
お母さん　育子さん

保・健・掲・示・板

個 対象者に個人通知します。

【お問い合わせ】幸福推進室 保健師 ☎7－2811（内線286・287）

予防接種 ポリオ予防接種 個

◆対象＝3ヶ月以上の乳幼児
◆日時＝4月2日（水）
10：45～11：00
◆場所＝診療所
◆持ち物＝母子手帳・予診票

予防接種 ＢＣＧ予防接種 個

◆対象＝3ヶ月から5ヶ月の乳児
◆日時＝4月2日（水）
13：30～14：30
◆場所＝診療所
◆持ち物＝母子手帳・予診票

健診 1歳6ヶ月・3歳児健診 個

◆日時＝4月2日（水）
12：45～13：00
◆場所＝保健センター
◆持ち物＝母子手帳・問診票

相談 ポンピラアクアリズイング健康相談

◆内容＝血圧測定・健康相談
◆日時＝4月8日（火）
13：30～14：30
◆場所＝ポンピラアクアリズイング2階休憩室

教室 貯筋体操教室

◆内容＝筋力向上の体操
◆対象＝おおむね65歳以上
◆日時・場所
4月17日（木）
・佐久伝承館10：30～11：45
・5区会館13：30～14：45
4月18日（金）
・大富二会館11：00～11：45
・保健センター13：30～14：45
◆持ち物＝動きやすい服装

献血 日赤献血車来町

◆日時＝4月7日（月）
【役場前】13：00～14：20
【農協前】14：30～15：10
【佐久地区公民館前】
15：30～16：00

こんにちは 中川町地域子育て支援センター「まめちょ」です

雪解けが進み日差しにも春の近さが感じられるようになりました。暖かい春ももうすぐですね。

今年も「まめちょ」は気持ち良く人が集まる場所、『出会い・知り合い・つながり合い』を大切にして進めて行きます。子育て仲間や地域の人たちとのつながりを持ちながら、子育ての悩みを一人で抱え込まずに、多くの見守りの中で、のびのびと楽しくにぎやかな子育てをしていきましょう。

多くの方の利用をお待ちしています。
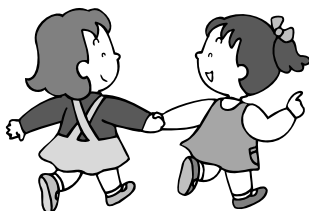
《4月の活動予定》

場　所	内　容
15日（火）幼児センター	幼児センター開放　9：30～11：30
16日（水）児童センター	あそびの広場　10：00～12：00「楽しくクッキー作り」
23日（水）児童センター	あそびの広場　10：00～12：00「こいのぼりを作ろう」

遊び場開放　月・火　10：00～16：00
　　　　　　金　　　10：00～12：00
場　所　児童センター（旧幼稚園）
今月の開放日　3日・4日・8日・11日・14日・18日・21日・22日・25日・28日

＊今月は都合により3日（木）・8日（火）の開放時間は10：00～12：00までになります。
＊都合により変更になるときがあります。ご了承下さい。

中川町地域子育て支援センター「まめちょ」児童センター内（旧幼稚園）
TEL/FAX 7－2022
担当：古川真裕美（ふるかわまゆみ）

65歳になったら老齢基礎年金の請求手続きを

国民年金に加入している方は65歳の誕生日を迎えられた時に老齢基礎年金裁定請求をしてください。

■年金を受けるために必要な保険料納付期間は25年です（次の期間が合算されます）

・保険料の全額免除を受けた期間
・保険料の半額免除を受け、半額の保険料を納めた期間
・学生納付特例を承認された期間
・昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間または共済組合の組合員期間
・第3号被保険者であった期間など

■既に厚生年金の支給を受けている方は、65歳になる誕生月に社会保険事務所から裁定請求書が送付されます。

■老齢年金の請求先

65歳で請求される場合または繰上げ請求・繰下げ請求される場合も左の表の手続き先で請求してください。

加入していた年金制度	手続き先
国民年金（第1号被保険者期間のみ）	中川町役場
国民年金（第3号被保険者期間がある）	社会保険事務所
厚生年金のみ	社会保険事務所
共済組合のみ	各共済組合

※２つ以上の制度に加入したことのある方は、あらかじめ社会保険事務所にお問い合せください。
旭川社会保険事務所　☎0166−27−1611

ご存知ですか「学生納付特例制度」

この制度は「**申請を承認されると、20歳以上の学生については国民年金の保険料納付が卒業まで猶予される**」というものです。

■学生納付特例制度の申請手続きが簡素化されます

これまでは、学生納付特例制度のご利用を希望される場合は、毎年の申請が必要でしたが、平成19年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成20年度も同じ学校に在学される方につきましては、送られる学生納付特例申請書（ハガキ）に必要事項をご記入の上、返送していただくことにより、平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。

【条　件】
・学生本人の前年の所得が一定額以下であること。

【手続き】
・住民票を登録している役所、役場の窓口にて申請

【用意するもの】
・在学証明書または学生書
・年金手帳または基礎年金通知書
・前年所得の状況を証明できる書類

【その他】
以下の点に注意が必要です。
・4月分から承認を受けるには、5月中の申請手続きが必要です。
・「学生納付特例」を受けた期間は、**老齢基礎年金を受けるための資格期間に含まれますが、受け取る年金額の計算には算入されません。**
・「学生納付特例」の申請をせず、保険料を未納にした場合で、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金を受けることはできません。

お問い合せ先　**住民課住民サービス室　国民年金担当まで　☎7−2811（内線255）**

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける年金が減額されたり、受けられない場合もあります。

また、万が一、障害の状態となってしまった時の障害基礎年金や、一家の働き手が家族を残して亡くなった場合に、家族に支給される遺族基礎年金などについても受けることができない場合があります。

社会保険事務所では、みなさんの年金権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合は、「催告状」・「電話」・「自宅訪問」によって納付のご案内をしています。

（ご注意願います）
自宅訪問の際、保険料を領収していますが、職員及び推進員は、必ず北海道社会保険事務局発行の顔写真付き身分証明書を携行していますのでご確認ください。

また、万が一の詐欺被害に遭わないために、安全確実な口座振替をぜひご利用ください。

お問い合せ先　**旭川社会保険事務所　年金ダイヤル　☎0166−27−1611**

こくほ　ご存じですか？

加入・喪失の届出は14日以内に

4月は、転入、転出、就職など異動が多い時期です。
次に該当するときには、国保の届出が必要となりますので、14日以内に届出を行ってください。

国保に加入するとき
・他の市町村から転入してきたとき
・職場の健康保険などをやめたとき
・子供が生まれたとき
・生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき
・他の市町村に転出するとき
・就職など職場の健康保険に加入したとき
・国保の被保険者が死亡したとき
・生活保護を受けるようになったとき

Q　職場の健康保険に入りましたが、新しい保険証が届くまでの間、国保の保険証は使えますか？
A　職場の健康保険に入った日以降は国保の保険証は使えません。もし、国保の保険証を使って受診された場合には、国保が負担した医療費をあとで返却することになります。職場の保険証が届くまでの間に受診される場合には、職場から健康保険の加入証明書を交付してもらってから受診されるか、「保険証がまだ届いていない」旨を受診受付窓口に申し出てください。
Q　進学のため親元を離れ、学校のある市町村に転出します。国保の届け出は必要ですか？
A　学生の方は親元に住所があるとみなされますので、中川町の国保に加入したままとなりますが、転出から14日以内に学生であることの届出が必要です。届出には「**在学証明書**」が必要です。（転出から14日以内に「在学証明書」をご用意できない場合には、ご相談下さい。）

お問い合せ先　**住民課幸福（しあわせ）推進室　国民健康保険担当まで　☎7−2813（内線288）**

公民館図書室のおすすめ

「山手線内回り」

柳　美里　著

18歳の時「水の中の友へ」という戯曲を書き、それから８作、全てラストシーンは自殺でした。20年経って、もう一度自殺者としてホームに立ち、黄色い線を踏み越えてみようとおもったんです。生きることの恐怖と、死ぬことの恐怖、「八月の果て」から３年柳美里渾身の大作。
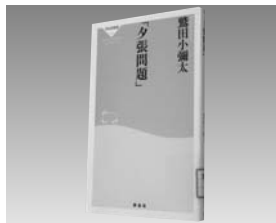
「夕張問題」

鷲田小弥太　著

夕張問題はけっして他人事ではない。財政再建団体に指定された夕張市が、現状からいかに脱出し、新たな活力ある、老人にも子供にも夢のある街になるためには何をなすべきかを分析し、展望する。

「大人の品格が身につく本」

知的生活追跡班　編

「なぜそうすれば“大人の品格”があるように見えるのか」を主題として、その美意識の背景となる日本の古き良き「知恵と作法」を、約160項目にわたって紹介する。一目おかれる大人のための習慣術が書かれています。

児童図書「イラストで学べる裁判員制度」

裁判員制度研究会　著

2005年５月から実施される裁判員制度は、民間人が抽選で選ばれて裁判官と一緒に裁判を行う新しいしくみ。裁判員になるにはどんなことをするの？選ばれることことわれないの？裁判員制度のしくみをわかりやすくイラストで説明。

議会・各種委員会の開催状況

２月22日　議会運営委員会
２月22日　第２回臨時町議会
２月25日　農業委員会総会
２月27日　総務・経済合同出前委員会
３月４日　議会運営委員会
３月10日→17日　第１回定例町議会
３月14日、17日　平成20年度予算審査特別委員会

まちの文芸

〔短　歌〕

雪の予感　雲の端っこ少しだけめくって匂いを確かめてみる　五十嵐仁美
展翅され永遠に飛ぶことなき蝶か凍れる空にオリオン低し　小林　淑子
右の膝庇へば左の膝痛む誰かのせいにする貧しきことよ　千葉　征子
冷気満つ出立の街日は青し常夏の国思いの外や　原　正久
終列車降りて家路を辿りゆくライトピラーの煌めく中を　古市　和子
傷つきし前足を湯に温めれば犬は目を伏せじっとして居り　山内　智子
とろとろと白粥冷まし病床の姑へと運ぶ祈る想いで　山内美津枝
真冬日の冷たき風がほほをさす春のおとずれまだ遠くにて　山下　博子
冷え症の吾にはお酒と風呂が良いお酒ほどほど湯ざめは駄目よ　山田　昇

〔俳　句〕

点滴の落つる音なく春を待つ　千葉　征子
天地に動くものなし寒月光　古市　和子

日頃のできごとや風景・季節に感じたこと思ったことを短歌で一首または、俳句で一句詠んでみませんか。
短歌や俳句に興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご参加ください。

短歌同好会　俳句紫苑（しおん）会
連絡先（どちらも）古市和子さん　☎７－２８５０

天塩川だより

～近隣のまちの情報をお届けします～

「第13回　美深白樺樹液まつり」　美深町

日　時　平成20年4月20日(日)
10：00～14：00
場　所　ファームイントント前（美深町仁宇布）
内　容　樹液採取白樺林見学やスノーモービル遊覧、かんじき森林浴など、春の訪れを感じることができるイベントが目白押し。

【お問い合せ先】
主催：美深白樺樹液を楽しむ会
事務局・成毛　☎01656－2－1357

「三笠山自然公園こどもの国」オープン予定　和寒町

日　時　平成20年4月29日(火)の予定
場　所　三笠山自然公園こどもの国
内　容　ゴーカートや豆汽車、スカイダンボなどご家族連れで楽しめる乗り物や施設が整っています。皆さんのお越しをお待ちしています。

【お問い合せ先】
道北環境整備建設業協同組合　☎0165－32－2042

（上川北部地区広域市町村圏振興協議会）

労働保険年度更新事務説明会の日程について

今年も労働保険年度更新の時期が近づいてまいりました。ご存知のように一年に一度、労働保険の申告・納付を各事業主様に自主的に行っていただくものですが、当署ではこの申告事務を円滑に行っていただくために説明会を開催することといたしました。

【名寄地区】
（対象市町村…名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村）
【日時】 4月18日(金)
13時30分～15時30分
【会場】 名寄市民文化センター
（名寄市西13条南4丁目）

【士別地区】
（対象市町村…士別市、剣淵町、和寒町）
【日時】 4月16日(水)
13時30分～15時30分
【会場】 士別商工会館
（士別市西2条5丁目）

※対象地区以外の会場にも出席することができます。（労働保険年度更新の申告・納付期限は5月20日です。）

■お問い合せ先
名寄労働基準監督署　第三課
適用徴収係
☎01654―2―3186

平成20年度 労働基準監督官採用試験の実施について

平成20年度の労働基準監督官採用試験が次のとおり実施されます。

■平成20年度 労働基準監督官募集要項

1　受験申込書の交付期間
平成20年2月1日(金)～平成20年4月14日(月)

2　受験申込書受付期間
郵送または持参
平成20年4月1日(木)～平成20年4月14日(月)※郵送の場合は4月14日当日の消印有効

3　受験資格
1）昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの者
2）昭和62年4月2日以降生まれで次に掲げる者
①大学を卒業した者及び平成21年3月までに大学を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

4　第一次試験
平成20年6月15日(日)

5　第二次試験
平成20年7月29日(火)・30日(水)のうち、どちらか指定された一日

6　受験申込書請求先
人事院北海道事務局、北海道労働局、名寄労働基準監督署及び他の労働基準監督署

■お問い合せ先
名寄労働基準監督署
☎01654―2―3186

北海道ファミリーハウスをご存知ですか?

特定非営利活動法人（NPO法人）北海道ファミリーハウスは、小児がんなどの重い病気をもち付き添いを必要とするご家族に滞在施設情報を提供する目的で、2000年（平成12年）11月札幌市に設立したボランティア団体です。

この運動は、空部屋をお持ちのオーナーさんやホテルなどのご協力（社会貢献活動）により、安価で安心して利用できる滞在施設情報を提供しています。

例えば、札幌市内の医療機関にご家族が入院され、付き添いの方の滞在施設が必要になるとき。患者さんご本人が通院で必要になるとき。…どうぞご相談下さい。

札幌以外にも函館、帯広、釧路、旭川などにも滞在施設があります。

詳しくは、ホームページなどでご確認ください。

■お問い合せ先
〒060―0807
札幌市北区北7条西6丁目北苑MS
特定非営利活動法人
北海道ファミリーハウス
☎011―716―4161
ホームページアドレス
http://www3.snowman.ne.jp/~h-family/
Eメール
Npo-0704@az.snowman.ne.jp

労働契約法が施行されました

平成20年3月1日から、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにルールを整えることを目的とした「労働契約法」が施行されています。

詳しくは、北海道労働局ホームページ
http://www.hokkaido-labor.go.jp
又は厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp
をご覧ください。

自衛官募集

■種　目
①一般・技術幹部候補生
②歯科幹部候補生
③薬剤幹部候補生

■応募資格
①22歳以上26歳未満（大学院修士学位取得者は28歳未満）
②20歳以上30歳未満
③20歳以上26歳未満
※②・③は専門の大学卒（卒業見込みを含む）

■募集期限
平成20年4月1日から5月12日まで

■試験日　平成20年5月17日(土)

■お問い合せ先
▽パンフレット・志願票は、こちらに用意してあります。
自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所
名寄市西1条南9丁目
☎01654―2―3921
※志願受付票は、役場総務課にも用意してあります。

2009年1月、上場会社の株券が電子化されます

●株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

●お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、注意が必要です。ご自宅のタンスや貸金庫で長期間保管されている株券の中には、名義書換や転居の際の住所変更などが済んでいないものもあると考えられますので、この機会にご確認されることをお勧めします。

●株券電子化により、株式の管理や取引がより効率的に、より安全に行えるようになります。

【電子化に関するお問い合せ先】
日本証券業協会　証券決済制度改革推進センター
☎03―3667―4500
（平日9時～17時）

4月1日 ▶ 5月10日 まちのカレンダー

（行事日程・場所は変更になる場合があります。）

日 Sunday	月 Monday	火 Tuesday	水 Wednesday	木 Thursday	金 Friday	土 Saturday
3／30	31	4／1 ・幼児センター入所式	2 ・1歳6ヶ月・3歳児健診 【保セ】12:45〜13:00 ・ポリオ予防接種 【診】10:45〜11:00 ・BCG予防接種 【診】13:30〜14:30	3	4 ・町内会・自治会文書配布日	5
6	7 ・小中学校入学式 ・献血 【役場前】 13:00〜14:20 【農協前】 14:30〜15:10 【佐公前】 15:30〜16:00	8 ・ポンピラアクアリズイング健康相談 13:30〜14:30	9	10	11 ・図書室おはなしあそび	12
13 ・春季町民バドミントン大会	14	15 ・幼児センター開放日	16 ・まめちょあそびの広場「楽しいクッキー作り」 【児セ】10:00〜12:00 ・ふれあい昼食会 【山セ】11:00〜	17 ・貯筋体操教室 【伝承】10:30〜11:45 【5区】13:30〜14:45	18 ・図書室おはなしあそび ・貯筋体操教室 【大富2】11:00〜11:45 【保セ】13:30〜14:45 ・町内会・自治会文書配布日 ・広報なかがわ5月号発行予定 ・生涯学習だより「大志」4月号発行予定 ・エコミュージアムセンターだよりEこーる59号発行予定	19
20	21	22	23 ・まめちょあそびの広場「こいのぼりを作ろう」 【児セ】10:00〜12:00	24	25 ・図書室おはなしあそび ・中川フォークダンスサークル初心者講習会	26 ・Nタウンパークゴルフ場オープン（予定）
27	28	29（昭和の日）	30	5／1	2 ・貯筋体操教室 【保セ】13:30〜14:45	3（憲法記念日）
4（みどりの日）	5（こどもの日）	6（振替休日）	7 ・DPT予防接種 【診】10:45〜11:00 ・BCG予防接種 【診】13:30〜14:30	8 ・貯筋体操教室 【5区】13:30〜14:45	9 ・貯筋体操教室 【保セ】13:30〜14:45	10

日	月	火	水	木	金	土
休み	資源ごみ 紙おむつ	生ごみ	一般ごみ	農村地区	生ごみ	休み

※町立診療所では月・火・木・金曜日は１日診療（水曜日は午前中のみ診療：第１・第４水曜日、第３木曜日午後はサテライト事業の特定科目を診療）。
※町立歯科診療所では月〜金曜日は１日診療。
※場所の表示は以下のとおり省略しています。
【山セ】＝山村開発センター　【保セ】＝保健センター　【佐公】＝佐久地区公民館　【トレ】＝農業者トレーニングセンター
【幼セ】＝幼児センター　【児セ】＝児童センター　【エコ】＝エコミュージアムセンター　【診】＝町立診療所
【歯】＝町立歯科診療所　【パ】＝パークゴルフ場　【プ】＝町民プール　【１区】＝１区会館　【２区】＝２区会館
【４区】＝４区会館　【５区】＝５区会館　【誉１】＝誉一会館　【誉２】＝誉二会館　【大富２】＝大富二会館
【伝承】＝佐久ふるさと伝承館　【ぬ】＝ぬくもり　【ナポ】＝ナポートパーク

- **広報なかがわ５月号は４月18日（金）発行です**
- **生涯学習だより大志４月号は４月18日（金）発行です**
- **エコミュージアムセンターだよりEこーる59号は４月18日（金）発行です**

☆ふるさと今月のキラリ☆

2／21→24　森の学校2008冬

エコミュージアムセンターのメイン行事として実施されている「森の学校」。中川町の多くの面積を占める森林を題材に、地域の歴史・文化と、今日の自然環境問題をミックスさせ、総合的な視点での学習プログラムとなっています。今回は道内外から７名が参加し、例年にない厳しい寒さの中、参加者は山スキーやスノーシューを身に付け、知駒岳（北大天塩研究林）の森林限界付近のダケカンバの観察や、混交林やアカエゾマツの純林の縦走、オフイチャシ探訪などを体験し、「冬の森の神秘さ」を満喫しました。

地元講師陣も地域に暮らす者の視点から講義・解説し、参加者の感心を集めていました。

発行　中川町　　編集　総務課企画室　　印刷　㈱国　境

町の人口

（２月29日現在）

人　口	1,959人（±０）
男	959人（＋２）
女	1,000人（－２）
世帯数	922戸（±０）

（　）は前月末との差を示します。

今月の表紙

（2月11日→15日「第14回なかがわ雪あかり」）

今月の表紙は、町内のアマチュアカメラマングループ「フォトクラブなかがわ」所属の中山高雄さんの作品「雪あかりの風景」です。
中川町の冬のイベントとして定着している「なかがわ雪あかり」。雪と氷、色とりどりの照明が織り成す「寒さという芸術」を絶妙に表現した作品です。

〒098-2892　北海道中川郡中川町字中川337番地　☎(01656)７－2811
中川町HPアドレス　http://www.town.nakagawa.hokkaido.jp
中川町携帯用サイト　http://www.town.nakagawa.hokkaido.jp/i
（NTTドコモの「i-mode公式メニュー」からもごらんになれます。）
E-mailアドレス　nakagawa@hokkai.or.jp

携帯用サイトアドレスが二次元バーコードで簡単入力可能
（ご使用にあたっては、携帯の取扱説明書をごらんください）